

京都市告示第139号

道路法第8条の規定に基づき、次のように市道の路線を認定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和6年4月24日

京都市長 松井孝治

整理番号	路線名	起終	点	重要な経過地
1	上賀茂経218号線	北区上賀茂北ノ原町9番地の12地先 同町7番地の2地先		
2	嵯峨経261号線	右京区嵯峨天龍寺若宮町5番地の1地先 同町4番地の4地先		
3	伏見西部第四緯 12号線	伏見区横大路菅本2番地の19地先 同区横大路鋤ノ本50番地の1地先		
4	久我経124号線	伏見区久我御旅町5番地の226地先 同区久我本町7番地の26地先		
5	久我経125号線	伏見区久我御旅町5番地の228地先 同区久我本町7番地の20地先		
6	久我緯110号線	伏見区久我本町2番地の22地先 同町3番地の70地先		
7	久我歩1号線	伏見区久我本町3番地の71地先 同町3番地の73地先		

(建設局土木管理部道路明示課)